

## 椋山女学園大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2020年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2024年度＞

椋山女学園大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、3点の改善課題及び2点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

### ＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学評価（認証評価）の結果及び自己点検・評価の結果を踏まえ、大学全体の質保証を担う体制の見直しを行い、2022年3月に大学及び大学院の最終意思決定機関である「大学協議会」において「椋山女学園大学における内部質保証に関する方針」を改正した。この新たな方針に基づき、同年5月に「大学協議会」において「椋山女学園大学内部質保証推進機構規準」を定め、大学全体の内部質保証を推進する組織として「内部質保証推進機構」を新設した。自己点検・評価については、各学部・各研究科、図書館、各種センター及び認証評価の項目に係る諸委員会並びに事務局に所属する構成員レベルや担当部署別の組織レベルにおいて行い、それらを踏まえて行う全学的な自己点検・評価の三段階で行っている。「内部質保証推進機構」が、全学的な自己点検・評価結果等を学長に報告し、学長は、その結果に基づき「大学協議会」における審議を経て、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行うこととしている。学長からの指示を受けた各担当部署の長は、改善計画を「内部質保証推進機構」に提出し、その改善結果については学長に報告することで改善に向けて取り組んでいる。今回の指摘事項において取り組みが十分でない事項について、「内部質保証推進機構」によるマネジメントのもとで内部質保証システムを有効に機能させることで改善・向上につなげていくことが求められる。

### ＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいえない。

改善課題については、内部質保証システムの機能の問題や大学院における学位授与方針に示す学習成果の把握・評価の問題、学生の受け入れにおける定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

椋山女学園大学

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	生活科学研究科人間生活科学専攻 博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
	検討所見	2020年度の「生活科学研究科委員会博士後期課程人間生活科学専攻部会」において、生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程の研究指導計画について審議・承認し、2021年度の『生活科学研究科履修の手引』に研究指導の方法及びスケジュールを記載した。また、『生活科学研究科履修の手引』を大学ホームページにも掲載して学生に明示していることから、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	生活科学研究科生活環境学専攻修士課程では特定課題の研究成果の審査基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していないため、是正されたい。
	検討所見	2021年度の「生活科学研究科委員会」において、生活環境学特別研究審査基準の見直しを図り、2024年度の『生活科学研究科履修の手引』に、生活科学研究科生活環境学専攻修士課程における特定課題の研究成果の審査基準を記載し、大学ホームページにも掲載して学生に明示していることから、改善が認められる。

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	2 内部質保証

## 椋山女学園大学

<p>提言（全文）</p>	<p>内部質保証推進に責任を負う組織として「大学運営会議」を設けているが、「大学協議会」「大学院委員会」との権限や役割分担が運用上明確ではない。また、「大学運営会議」による各学部・研究科に対する自己点検・評価結果を踏まえた改善支援が不十分であるため、改善が求められる。</p>
<p>検討所見</p>	<p>2021年度から、「大学運営会議」と「大学協議会」「大学院委員会」との役割分担を明確化するため、体制の見直しを図り、同年度中に「椋山女学園大学における内部質保証に関する方針」（以下「方針」という。）を改正した。</p> <p>上記方針に基づき、教授会及び「大学協議会」での審議を経て、2022年度に「椋山女学園大学内部質保証推進機構規準」（以下「規準」という。）を制定し、「大学運営会議」から付託を受けた内部質保証を推進する組織として、「内部質保証推進機構」を新たに設けた。</p> <p>「内部質保証推進機構」は学長が指名する学長補佐、学部長、研究科長及び総務部長、企画広報部長、財務管財部長、学務部長等を構成員とし、規準に定めるとおり「全学的な自己点検・評価の企画、立案、実施及び統括」「全学的な自己評価結果に基づく改善及び改善計画策定」「認証評価機関による認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施」「学外の第三者による全学的な外部評価結果の検証」等を担っている。また、「内部質保証推進機構」のもとに、全学的視点での自己点検・評価を有機的かつ実質的に行うために、「全学自己点検委員会」及び「全学自己評価委員会」を設置している。</p> <p>「内部質保証推進機構」を中心とする新たな内部質保証体制のもと、自己点検・評価を「構成員レベル」「組織レベル」「全学的な自己点検・評価」の三段階で実施することとしている。</p> <p>各担当部署が行った「組織レベル」での点検・評価結果を「全学自己点検委員会」がとりまとめ、「全学自己評価委員会」が全学的な観点から確認・評価し、実施状況の把握と認識、課題の抽出、改善に向</p>

椋山女学園大学

		<p>けた方策の計画性や妥当性等の検証を行っており、各担当部署の改善にあたっての支援を行うこととしている。</p> <p>なお、「全学自己評価委員会」での検討結果を反映した『点検・評価報告書』は「内部質保証推進機構」を経て学長へ報告する手続となっている。『点検・評価報告書』については、学長が「大学協議会」へ諮問し、その答申を受け、その結果を「大学運営会議」及び「大学院委員会」へ報告することとなっており、答申を受けて学長が業務改善指示を発出しているものの、この改善計画について「全学自己評価委員会」「内部質保証推進機構」での検討実態が確認できず、「大学協議会」における報告のみとなっており、規準に定める「全学的な自己評価結果に基づく改善及び改善計画策定」の役割の実態を確認できないことから、規準と実態の整合をとることが求められる。</p> <p>以上のことから、「内部質保証推進機構」を内部質保証の推進に責任を負う組織として、点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているものの、その改善・向上に向けた取り組みに対して「内部質保証推進機構」が関与しているとはいいがたく、規準に定めるとおり「内部質保証推進機構」によるマネジメントのもと、点検・評価の結果を改善・向上につなげることで、内部質保証システムを有効に機能させることが求められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>学位授与方針に示した学習成果の測定のためのアセスメント・ポリシーを定めたところであるが、学部・研究科ともにアセスメント・ポリシーに基づいて学習成果の適切な把握及び評価を実施できているとはいえないため、学習成果を適切に把握・評価するよう、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>学士課程における学位授与方針に定めた学習成果の測定については、2021年度の「大学運営会議」</p>

椋山女学園大学

		<p>において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）をもとに設定した「育成する4つの能力」を活用し、教育課程レベルでの可視化を目指す方針を固め、2022年度の「大学運営会議」において、「育成する4つの能力」に基づく成績分布及び科目分布を大学としての可視化データとして、各学部学科における自己点検評価において分析・検証に活用することとしており、改善が認められる。</p> <p>一方、学生に対する学習成果の可視化については、2022年度の「大学運営会議」において、「GPA年次推移」「累積修得単位数推移」「学科別GPA分布」「科目別成績状況」「4つの能力修得状況」の指標で可視化を進める方針を確認したものの、この指標に基づき学習成果の可視化の対応にあたったのは、システムを導入した2024年度からであり、学習成果を把握・評価する方法は定まったものの、測定までには至っていないため、今後の取り組みが期待される。</p> <p>研究科における学位授与方針に定めた学習成果の測定については、2022年度「大学院委員会」において検討し、2023年度から「大学院におけるディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の確認方法・手順」及び「ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果確認シート」を策定しているものの、学位授与方針に示す学習成果との対応関係が不明瞭であるため、引き続き改善が求められる。</p> <p>以上のことから、学部・研究科ともにアセスメント・ポリシーに基づいて学習成果を把握・評価する指標を定めたものの、学部においては取り組みを開始したばかりで測定に至っていないこと、研究科においては学位授与方針に示す学修成果との対応が不明瞭であることから、引き続き学習成果の適切な把握・評価に努めるよう、改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、生活

椋山女学園大学

	科学研究科修士課程で 0.33、現代マネジメント研究科修士課程で 0.40 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
検討所見	<p>現代マネジメント研究科修士課程では、「職業実践力育成プログラム (BP)」を開始するほか、入学選抜方法の変更、説明会の充実等に努めたことにより、収容定員に対する在籍学生数比率について、改善が認められる。</p> <p>しかしながら、生活科学研究科修士課程では 0.25 と低下しているため、引き続き改善が求められる。</p> <p>なお、大学評価時には提言の対象ではなかったものの、収容定員に対する在籍学生数比率について、生活科学研究科博後では在籍者がおらず、教育学研究科修士課程では 0.25、人間関係学部では 0.80 と低く、また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人間関係学部で 0.84 と低い。さらに、収容定員に対する在籍学生数比率、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均とともに、2024 年度に新たに開設した人間関係学部人間共生学科で 0.44、外国語学部で 0.49、同英語英米学科で 0.54、同国際教養学科で 0.42、情報社会学部で 0.60、同情報デザイン学科で 0.76、同現代社会学部で 0.48 と低いことから、学部・大学院ともに定員管理を徹底するよう改善が求められる。</p>

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	×
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	有	○

相山女学園大学

ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	×
--	---	---

以上